

鳥取市建設工事完成検査に係る資料の開示についての取扱要領

鳥取市建設工事完成検査の資料の開示についての取扱要領（平成21年4月9日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）第52条の規定に基づき行われる完成検査の工事成績に係る資料（以下「工事成績資料」という。）の提供に当たり、その開示の取扱いに関する基本的事項を定めることを目的とする。

（開示対象工事）

第2条 開示の対象となる工事は、鳥取市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）で、建設工事成績評定要領（平成13年6月8日制定）第2条に規定するものとする。

（開示対象工事成績資料の範囲）

第3条 開示の対象は、建設工事成績評定要領に定める資料とし、次に掲げるもの（以下「工事成績資料」という。）とする。

- (1) 工事成績採点表
- (2) 工事成績評定の考査項目別運用表

（開示請求者の範囲）

第4条 工事成績資料の開示を請求できる者は、第2条に定める工事の請負契約の相手方に限るものとする。

（開示請求の手続の方法）

第5条 開示請求の受付に当たっては、工事成績資料の開示請求書（別記様式）の提出を求めるものとする。

2 工事成績資料の開示は、前条に規定する者であることの確認後、請求の受付日から起算して10日以内（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）に規定する休日を含む。）に開示するものとする。

（費用負担等）

第6条 工事成績資料の開示に係る費用は無料とする。ただし、工事成績資料の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用として工事成績資料の1面につき10円を負担しなければならない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、工事成績資料の開示の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月12日から施行する。

別記様式（第5条関係）

工 事 成 績 資 料 の 開 示 請 求 書

年 月 日

鳥取市長様

(郵便番号 —)

住 所

(請負者) 商号又名称

代表者氏名

連絡先 電話番号

鳥取市建設工事完成検査に係る資料の開示についての取扱要領第5条第1項の規定により、次のとおり工事成績資料の開示を請求します。

工 事 名		
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの送付	
備 考		受 付
(注) 各欄に必要事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。		